

答 申

平成24年2月16日

鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取県個人情報保護審議会
会長 松本啓介

鳥取県個人情報保護条例第2章第1節の実施機関に係る義務規定の
適用が除外される場合について（答申）

平成24年2月16日付けで諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申
します。

記

森林簿を森林経営計画作成者に対して提供する場合を、鳥取県個人情報保護条例
第8条第1項第7号による提供制限の例外事項として適当と認めます。

項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
<p>(森林管理指導事務) 森林簿を森林経営計画作成者に対し提供するとき</p> <p>※ 提供条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者に個人情報を提供しないこと。 ・ 森林経営計画作成以外の目的に使用しないこと。 	<p>(1) 「提供先の使用目的の公益性」 森林経営計画の作成は、持続可能な森林経営を確立し、森林の持つ公益的機能を十分に発揮するために必要である。</p> <p>(2) 「実施機関が提供する必要性」 提供するすべての情報の本人の同意を得て提供することが困難である。</p>